

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の期末手当の支給月数を次のように改定する。

	現 行	平成26年度(案)	平成27年度以後(案)
年間支給月数	3 . 1 6	3 . 3 6 (0.20)	3 . 3 6 (0.20)
6 月	1.455	1.455( - - - )	1.555( 0.10 )
1 2 月	1.455	1.655( 0.20 )	1.555( 0.10 )
3 月	0.250	0.250( - - - )	0.250( - - - )

2 施行期日等

(1) 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

本改正後の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(2) 平成27年度以後に支給する期末手当に係る改正 平成27年4月1日